

国会開設百年

東京大学教授

伊藤 隆

明治二十二年に東洋で初めての憲法が日本で制定されて、翌年の明治二十三年の十一月に第一回帝国議会が開かれましてから、今年の十一月でちょうど百年を迎えることになりました。それにちなみまして、議会そのものでも天皇陛下をお迎えして記念式典が開かれまして、あるいは記念の展覧会、講演会、シンポジウムも行われる予定になっております。私も日本の近代政治史をやっているものから、そういったものに多少関連させられておりました。その関連で今日もこういう演題を与えられたのだらうと思っております。

しかし、百年を迎えた議会を記念する行事が盛り上がっているかと言いますと、実はそれほど盛り上がっていない。私も大学の入学試験をやりますが、最近では記述式というのをやらなければなりません。と言いましても、多人数のそう長い文章を短い期間で読むわけにいきませんので、非常に短い作文を課しているわけです。

そして、近代の政治にかかわるような問題を出しますと、戦前期については全く天皇制の独裁ということで、あたかもそこには法治国家はなかったかのような文章が出てきます。それが少ないというわけではなくて、大半がそうだと行ってよろしいと思えます。これはある勢力の戦後教育の大成果ということになるかと思えますが、よく勉強す

ればするほど、そういうことになるわけです。

私の学生たちが実際に史料を扱ってみようになると、そういうことが全く絵空事であるということがよくわかってくるのですが、実際に史料に接して自ら考える学生の数は、大学全体のなかで言えばごくわずかです。最近はその勢力がはなはだ低調を極めまして、あまり大きな声でそういうことを言わなくなりましたが、実際に書店にまわりまして、日本近代についての本を見ますと、だいたいそういうトーンのものであります。言ってみれば、それが「常識」という感じになってきておりまして、私どもはそれに挑戦するというかたちになっております。

議会という制度はそもそもヨーロッパで生れた制度でございます。日本が明治維新を通じて、この厳しい国際社会のなかに生きていくためにどうしてもとらなければならぬヨーロッパ近代文明の受容の一環として議会制度が導入されたわけです。これは鉄道を引いたり、工場をつくったりするのと同じように、そうした西洋文明を受け入れることで議会が開設されたといつてよろしかろうと思えます。

しかしながら、ヨーロッパの諸国といつてもすべての国が議会をもっていたわけではありませんで、議会をもつていたのは、その中でも先進国であります。帝国議会が開かれて以来今日までジャーナリズムのうえで、議会といつてものはあまりほめられたことのない存在です。だいたいが誹謗されたり馬鹿にされたり、非難されたりというのが実態であります。しかし、こういう議会制度を百年にわたって維持し続けてきた国は実に少ないのであります。ましてやアジアでは、要するに白人の世界以外では、日本以外にはない。ですから、日本は近代の政治制度をうまく受容したといつていいだろつと思えます。

帝国議会から始まつて国会になり、今日に至る百年の過程では、もちろん大日本帝国憲法の時代と今日の日本国憲法の時代では議会の位置づけは違つております。しかしながら、戦前の衆議院は依然として衆議院でありますし、貴族院が参議院になつて、両院からなる国会が国権の最高の機関とはされましたが、その慣例その他はだいたい継承さ

れています。そこで、第一回帝国議会から数えて百年というところで記念をするわけです。

教科書的に言いますと、政治のいちばん大きな価値は民主主義であります。民主主義の骨格は議会制度であります。その議会制度の中心が政党であります。社会科の教科書ではそういうふうに教えておりますが、現実のジャーナリズムの報道やなかを見た場合に、それとの間に非常に大きなギャップがある。先ほど申しましたように、帝国議会から戦後の国会を通じて、現実の議会政治がジャーナリズムによってほめられたことはほとんどなかったといっているだろうと思います。議会政治あるいは政党政治に対する非難、あるいはその打倒を叫ぶ議論は甚だしく、またそれを背景とした政治運動が少なからず存在し続けた。とくに昭和の満州事変以後、それはかなり強まったわけです。

そういう議会、政党に対する非難は帝国議会が始まった直後からであります。しかし、考えてみますと、これは日本に限らず、世界中で議会政治がたいへん賞賛されているという時代はほとんどないわけです。ただ、議会制度に代わるいい制度をどの国民ももっていないわけでありまして、それに代わるべきものとされたいろいろな政治制度、たとえばナチズムやファシズムの制度は失敗し、そして、従来ナチズムやファシズムとは全く類を異にするものだと多くの人々に信じられてきたコミュニズムも結局あまり変わらない、ほとんど同じものであったということが、とくに去年のルーマニアの事態などを通じて多くの人々に理解できるようになってしまった。

今日、議会制度というものは、それに対する敵対的な考え方が存在しない。したがって、自己の正当性を証明するために議論の相手になるものが存在しない。たいへん輪郭のはっきりしないものになっている状態であります。そこで、われわれは百年を迎えた今日という段階で、日本の過去百年の議会を改めて考えなければならぬ。

私は日本の近代の政治史を勉強しておりますが、とくに昭和史を専門としております。歴史でありますから、ある程度時間がたってから、要するに、それが過去になってからしか研究できないわけですから、これは当然若い学問であります。史料もどんどん新しいものが出てまいりますし、それによってその時期の解釈も大いに変わってきます。

なかなか通説が成立しないような世界であります。

先ほど申しましたように、議會百年を迎えて、いろいろな企画その他が行われて、私も関係しております。もちろん、私もこれまで議會について全然勉強したことがないわけではありませんが、改めて議會についてどういう研究がされてきたのかということをお願ひしてみまして、実に貧弱であることに気がついたという次第です。

大正から昭和の初期にかけて、いわゆる政党内閣華やかなりしころ、あるいはその直前ぐらいであります。憲政史という名前で議會制度、議會政治、政党政治の研究が行われた時期があります。そういう研究はだいたい議會対藩閥、民衆の勢力と藩閥勢力という対比で歴史を描いておりました。そして、当初は将来に対して非常に樂觀的で、つまり、藩閥政治が終焉して、民衆的な政党が発達して、議會制度はますます有効に機能するであろうという樂觀主義でありました。

この憲政史の研究はその後も続けられたわけですが、だいたい昭和の初年にマルクス主義の影響が歴史研究の場合でもたいへん強くなりました。マルクス主義的な歴史研究では、議會制度というのはブルジョア独裁の形態であつて、人民の立場からは、これを階級闘争の立場から利用するにすぎないという存在として考えております。したがつて、本当にまともな研究を行つてこなかつたわけです。

また、続く時期は戦時体制になつてまいりまして、戦時体制の時期は既成政党あるいは議會に対する批判が非常に強まつた時期です。したがつて、その研究自体がうまく進められないという状態でした。今日、国会図書館の憲政資料室というところがありますが、そこに憲政史の従来の研究の流れがずつとつながつておりまして、これは史料の収集をしてきました。明治期、大正期、昭和期の政治家、軍人等の家に残された史料の集積を行つてきた機関であります。今日これを使わないで近代の政治・議會史を見ていくことはできない存在になつております。かなり史料は集積されておりますが、研究はまだこれからという段階のような感じがいたします。

そこで、議会史の概説をお話ししてもしかたがないので、私自身がいちばん研究をしております昭和期の問題で、とくに史料とのかかわりで関連のある問題をエピソードにお話しし、昭和戦前期の議会がどういう具合であったかということをご紹介して、責めをふさぎたいと思っております。

最近、昭和天皇が摂政であられた時代の宮内大臣であり、即位されるちょっと前から内大臣でありました牧野伸顯という方の日記、これは前から公開していただきたいということをご遺族にお願いしていたのでありますが、昨年許可が得られました、一部を雑誌『中央公論』に紹介いたしました。つい二、三日前に私の手を離れたのでありますが、十一月に中央公論社から残された日記の全部が出版されることになりました。

この牧野日記を見ておりまして、ところどころにたいへん思いがけない記述が出てまいります。そのなかで、議会にかかわるようなことの一つに、憲政の神様と言われた尾崎行雄が登場してくる場面があります。それは昭和六年の二月十七日の条であります、牧野内大臣のところに尾崎が訪ねてまいりました。そして、議会についての感想をいろいろ述べて、とくに政党の腐敗ということを慨嘆しております。そして、そのあとで、われわれは薩長の政府を憎んで、イギリス流の議会政治に勝るものはないんだと思ひ込んで多年奮闘してきたのであるが、こと志と違って、今日の現状に直面して慙愧にたえない、薩長政府は国家を念頭におき働いてきたが、今日の議会などには国家を思うもの一人もなしという言い方をしたと記載されております。

昭和六年というのは、民政党の浜口内閣の時代でありまして、いわゆる政党内閣の最盛期といいいい時期であります。多年、議会政治、政党政治ということを目指して奮闘してきた尾崎がこういう感想をもったということは、たいへん皮肉な感じがあります。無論この時期は、尾崎ならずとも、政党政治あるいは議会政治はなほだ評判が悪くて、当時の新聞などを見ますと、疑獄事件、あるいは政党の駆け引き、党利党略ということが非難の対象になっております。

この時期に尾崎がどういう意味でこれを言ったのか、これだけでは十分にわかりませんが、当時、左右両翼から議会はいろいろな非難を浴びていました。もちろん、左翼からはこれはブルジョアの支配である、いろいろな法案はすべてブルジョアの利益を代表しているということで、議会政治打倒が言われておりましたし、いわゆる右翼からは国体に反するという事で議会は非難をこうむっていたわけです。しかし、尾崎の批判は必ずしもそうした諸点からではなくて、政党が実際に権力を握った際の党派エゴイズムの強さ、それが国家利益さえも犠牲にすることに絶望して、こういう発言をしていると考えられます。

尾崎はその五十年前に自由民権を唱えて運動に参加して、その後も彼の言う藩閥を打倒すべく議会で活躍してきた人物であります。このとき尾崎は孤立しておりまして、政党に属しておりませんでした。同じ「憲政の神様」の仲間犬養は政友会の総裁になっておりましたが、尾崎は無所属議員として議会にいたわけです。そういうあり方の違いもこういう批判には出てくると思います。

牧野仲顕はこうした尾崎の発言に対して、当時、民権運動に参加して藩閥を非難した人々はだいたいな最後はそういう者になったというコメントを書いておられます。

今度はちよつと場面が変わりまして、それから十年あとの昭和十六年の暮れに日本は太平洋戦争を開始します。この昭和十六年の初めの議会で、今度は尾崎は議会制度を守るために議会に対して質問演説を行うということを企図いたしました。

その前年の昭和十五年に全政党が時流の圧力で解散に追いこまれて、全体が大政翼賛会に合流させられました。民政党の幹部でありました齋藤隆夫は昭和十五年に議会で演説をいたしました。それはのちに反軍演説と言われたのですが、その演説で、軍からの強い圧力を受けた議会は彼を除名しました。しかし、民政党のなかの彼の仲間たち、それに旧政友会の鳩山一郎、尾崎、それから、もとは社会大衆党の右派に属していた人物で、戦後社会党内閣の首班

になった片山哲といった人たちが議会のなかの少数派を形成しておりました。

この時にすでに会派をつくっていたわけではありません。後には同交会という議会内会派をつくりませんが、いわゆる自由主義的と言われた人たちがあちこちの政党から排除されて集まり、そして最後は翼賛選挙でひどくやられてしまふことになります。こういうグループが尾崎をかついで、第二次近衛内閣に対する質問を試みようとしています。

結局その質問演説は阻止されまして、質問趣意書を提出して、書面での回答ということになっています。

この質問趣意書のなかで尾崎は、明治大帝が帝国憲法をもって上意下達、下情上通の最高機関とみそなわし、帝國議會をして大政翼賛の実を上げしめんとご軫念あらせられたことは、憲法とともに公布したまえる御生言や詔勅によって明瞭である、卑近の例で申せば、帝國議會というものは政党の嫡子であって、いわゆる大政翼賛会は庶子であろう、要するに、大政翼賛会は大日本帝國憲法になんらの根柢をもたない存在であるということを指摘したわけです。

そして、近衛が大政翼賛会の総裁であることは、独露の元首たり、また宰相たるヒトラーやスターリン等の位置に比するものであって、独露には皇帝はまさず、憲法は歪曲せられて立法部、行政部の区別もなく、時の執権者たるヒトラーやスターリンが万事を思うままに勝手に執行しうるので、すなわち独裁執権者制であるが、わが国体と政体とのもとにおいては、かくのごとき独断専行のふるまいは断じて許されざるものであると述べまして、新体制、大政翼賛会を激しく非難しております。

また、近衛内閣が締結した日独伊三国同盟を批判し、日ソ中立条約をも含む「世界新秩序」の構想をも批判したわけです。すでに軍部、あるいは革新官僚と言われる人々は厳しい国際情勢のもとで、いまならば危機管理と言ってもいいのでありましようが、権力の集中を図って、昭和十三年には国家総動員法が議会に提出されます。これは民政党政友会とも激しい反対をしたのでありますが、最後的には軍部の圧力のもとで、民政党、政友会の党議決定がなされて賛成する、もちろん条件つきであります。賛成を表明せざるをえないということになったわけです。

このときの賛成演説は議事録を読んで、非常におもしろいものであります。最後に賛成をしようまでは、最初からほとんど最後まで、したがって私は本法案に反対いたすものでありますというふうにつながるような感じで話があつて、最後にこの法案に賛成するという演説をして、結局、押し切られてしまつております。

ところがこのとき、今日の社会党の先祖であります社会大衆党は、この国家総動員法案に全面的に賛成いたします。そして、賛成演説を行ったのが西尾末広さんです。これは戦後の片山、芦田内閣の支柱になつた方です。元来この方は社会大衆党の右派でありますので、片山さんとおなじような立場ですが、このときは党が全面賛成という立場をとりましたので、西尾さんもこれに全面賛成の演説を行ったわけです。

そのときに、西尾さんは近衛に向かつて、あなたはヒトラーのように、ムッソリーニのように、そしてスターリンのように強力な指導者でありなさいということ述べたのであります。

反対に反対を続けて、最後に軍部の圧力でやむをえず賛成せざるをえない立場に置かれた既成政党が、この演説に対して非常な反感をもつた。スターリンのようにやれとはいつた何であるかというので、強引に懲罰委員会に持ち込んで、西尾議員を議会から除名することになります。これはさっきの話とちょうど逆のことになるわけです。尾崎や、いわゆる自由主義者と言われた人たちは、ヒトラーやスターリンやムッソリーニを独裁者だ、けしからんやつだと位置づけたのに対して、社会大衆党はまさにかくあるべきものということを主張したのであります。

この国家総動員法というのは、政府に多くの権限を委譲するいわゆる委任立法です。つまり、戦時において政府がその法律の枠内において、本来であれば法律案をもって議会の承認を得なければならぬ事柄について、勅令をもって議会に諮ることなしに行うことができるというものであります。

昭和十三年以降、議会が無力になつたという一因に、実はこの国家総動員法があるわけです。国家総動員法に基づいて政府はたくさん勅令を議会に諮ることなく統制を行う権限を得たわけです。この法律に基づいて勅令が雨あ

れのように出されたということは、多く知られているところであります。そして、その勅令に基づく省令なり、さらにその下位の規則なりが次々とつくられます。

このあと、議会で国家総動員法に基づく勅令およびそれに基づくさらに下位の規則等がいったいのくらいあるのかという質問が生まれ、政府は答えられない。それほどたくさん法令が出たわけです。その勅令はもちろん罰則を伴うものでありますので、戦時下においてこれらの統制法違反ということで犯罪者になった人はたくさんいます。そして、昭和十六年にこの国家総動員法を改正するという法案を政府は提出いたします。これはもちろん国家総動員法の権限をさらに拡大していくというものであります。

私は今年、大学で昭和十六年の政治史の講義をいたしております、この時期の議会の議事録を少々読みました。先ほど申し上げようと思つて忘れておりましたが、日本の帝国議会は第一回議會から議事速記録をきちんと作成しております。本會議の議事録は全部、官報の付録というかたちで出ております。それが現在ではまとめて復刻されて、百年間の議事を容易に見ることができるようになっております。

さらに委員会議事録も、最初のほうは少し欠けているところもありますが、国会図書館にはほとんどそろっております。最近はその復刻され、現在復刻が進行中だと思つますが、各委員会の膨大な議事録が残っております。しかし、先ほど言いましたように、議会史の研究は非常に貧弱でありまして、そういう議事録をきちんと読み通したような研究はあまりありません。いくつかの法律あるいは政策決定のプロセスの研究として若干それが使われているという程度でありまして、議会史そのものはいへん貧弱であると言わなければならない。

しかし、議会の本會議ならびに委員会の議事録を読みますと、その時点で問題になったことはほとんどすべて議論の対象になっているわけです。近代日本百年の政治、それから経済法案もありますし、外交についての質疑もありますし、軍事についてもそうであります。戦前の帝国議會は、もちろん統帥権と言われる軍事の問題については直接ふ

れることはできなかったわけですが、軍部の予算に手をこまねいていたわけではないですし、外交条約の批准の要件は枢密院への諮詢でありまして、条約案が議会にかかることはありませんでしたが、外交問題は議会における非常に大きな論題でありまして、多くの議論が行われ、それは政治に大きな影響を与えてきたものです。

実は過去の議会もそうなのでありますけれども、法案が議会に出されて本格的に討論が行われる、もちろん議事録に出てこないところでさまざま妥協が行われて、結果が出る。したがって議事録を読んでいただけでは必ずしもわからないところがたくさんあります。しかし、いまのように野党が寝て、実際の会期のうち議事が行われている日数がたいへん少ないということはありませんで、実に丹念に本会議も委員会も開かれて、その議事録が全部残っている。これは大変な文化遺産であります。それを本格的に検討していく必要があるというのが実情であります。

先ほど申しましたように、昭和十六年の政治史を講義しております、そのなかで議会の議事録を取り上げたのです。それがい言いました国家総動員法の改正法律案であります。昭和十六年の二月、先ほどの尾崎の質問趣意書が出されたりしている状況のときであります。二月十三日の貴族院の本会議にこの法案が出まして、政府の側の法案の趣旨説明に続きまして、赤池濃という議員が質問をしております。これもなかなかおもしろかったので、取り上げていろいろ話しました。

この赤池議員は、国家総動員法は議会の大きな職務である陛下の立法権に協賛したてまつるといふ職務を自ら放棄して政府に譲るものである、議会から言えば職務放棄であり、憲法上の大問題である、政府は天下に向かって、国民は各々その職能に応じて国家に奉公せよと強調しているにもかかわらず、議会に対してはその職務を放棄せよと迫っているのは言行が一致しない、という言い方で政府を非難している。

そして、政府が国家総動員法の改正案を提出したその趣意説明のなかで、あたかも外国が総動員体制を強化するからわが国もまた総動員法を強化しなければならない、そうしなければ、一朝有事に際して適当な措置が講じられない

と述べているが、その外国の事例というのはどういふものであるかと質し、次のように述べております。「外国に於きましては、此の種の法令を授權法と総称致しまして、独裁的権力の授与を内容と致して居ります、此の種の独裁権を先づ事実上掌握した者は「ソ連」の当局者でありまして、「レーニン」が其の開山でありまして」うんぬんと述べて、さらにレーニンに続いてイタリアのムッソリーニ、そしてドイツのヒトラー、そしてスペインのフランコ、最近はアメリカのルーズベルトが議会でそうした権限を要求していると述べております。

赤池は、こういうやり方は帝国憲法の規定に違反する、つまり、憲法では法律に協賛する役割は議会に与えられているのであって、独裁的な権限を総理大臣に集中させ、委譲することは大日本帝国憲法にそぐわないのだということを通じて述べております。

ここで非難されたような政治の流れは「全体主義」と言われます。これは経済は政治によってコントロールされなければならぬ、その政治は指導者とその党によって進めなければならないという考え方であります。これはナチズムにもファシズムにもコミニズムにも共通する考え方であります。本格的な統制経済・計画経済を日本に導入しようというのは、昭和十五年から十六年にかけて、大政翼賛会などの進行と並行して進められたものです。簡単に言いますと、各企業の責任者を資本家ではなくて経営者にして、その経営者を役人に準ずる者にして、政府がその企業をコントロールしていこうという考え方であります。

国家総動員法によって、賃金とか会社の利潤とか雇用とか、ありとあらゆるものを戦時に向かって政府が統制する権限を与えられておりましたが、その統制をさらに強化する体系的な考え方として、経済新体制というものが提起された。この経済新体制という政府が推進している経済政策の実現と、この国家総動員法の改正というものが関連しているんだということを赤池議員は指摘いたしましたして、「計画経済は「マルクス」経済と何処がどう違ふかと云う疑惑の甚だしい今日に於て、此の区別が明かになる迄新たな立法を猶予さる、御積もりであるかどぶか」と政府に質問

をしているわけです。

戦後、大日本帝国憲法が改正されて、今日の日本国憲法になっておりますが、教科書などは大日本帝国憲法と日本国憲法の対比を行いまして、日本国憲法の進歩性、民主主義性と、大日本帝国憲法のそうでない側面を非常に強調して記述している。それが私が最初に申しましたような、入学試験の答案などに反映してくることになるわけです。

このときに議会政治を守るといふ主張は、自由主義的と言われる人々だけではないのでありまして、この赤池という議員は、当時の言葉で言いますと、精神右翼であります。これは警察あるいはジャーナリズムがつけた分類であります。当時は、いわゆる自由主義者を除いてほしい右翼と考えられているわけですが、そのなかで伝統的な右翼を普通精神右翼、そして、全体主義を志向する人々を革新右翼という言い方で分類をしておりました。それによりまして、この赤池議員は伝統的な右翼、精神右翼であります。

戦争が終わったあと、右翼というのはいへん攻撃されたわけですが、精神右翼の人々は、実は赤池にも代表されているのでありますが、最終的にこの大日本帝国憲法を擁護するという立場をとっております。軍部の独裁に反対するという立場は、右翼において非常に明瞭に出てきます。これはもちろん自由主義者と言われる人々もそうでありまゝす。では、革新右翼と言われた人々は何かといえますと、これは中心は社会大衆党、つまり今日の社会党の先祖であります。この人々は統制経済を行い、やはり、前衛的な党をつくっていかねばならないということを主張していたのであります。

ですから、この時期の議会を見ていくと、いろいろ問題があるわけです。たとえば昭和十五年二月の衆議院における斎藤隆夫議員のいわゆる「反軍演説」という激しい「革新」批判の演説とそれに対する軍の反撃、斎藤の議会からの除名という問題もその一つです。この斎藤という人は自由主義的な立場をとっておられた方です。ところが、いちはん問題になった部分の議事録は削除されてしまいましたので、本会議の議事録を見てもそこが削除されていますか

ら、ないわけです。

実際に議会百年の間に秘密会もずいぶん開かれておりますし、そういうふうの問題になって発言が削除された部分もあります。しかし、もとの議事録は必ず残っているはずでありまして、現にこれは残っているのです。ちょうど議会百年の機会だから、いままでオープンになっていなかった秘密会の議事録を公開したらどうかと話したのであります。秘密会といってもそんな大それたことはないものでありまして、軍が現在の戦況説明をしたり、あるいは軍事予算についての詳細な説明が求められたときに秘密会にすることなのです。しかし議会当局は、非公開にするという規定はあるけれども、これを解除する規定がどこにも見当たらないという理屈で今日までそれを公開していません。

ただ、この斎藤隆夫の場合は懲罰委員会にかかります。懲罰委員会で議論するためには、削除されたあとの議事録で議論することはできないわけです。当然懲罰委員会に本当に行った演説を配らないわけにはいけません。ですから、配っています。それを斎藤さん自身が後で書き写して残したので、今日われわれはその削除された部分を見ることができます。

彼はいろいろな除名されたかということですが、普通、反戦的な立場をとったからだと言われているわけですが、よく見てみますとこういうことです。彼は、平和、平和と言いますが、人類が平和で存在しえたことは歴史上かつてない、人類は戦争とともにあるということを繰り返して述べております。つまり、平和主義というのは幻想だということを繰り返し述べているのです。

それは何を言っているのかといいますと、近衛文麿が第一次内閣のときに日中戦争に対する原則を表明するわけですが、そのときに無賠償とか領土の割譲を要求しないといたいくつかの原則、そして、これを東洋永遠の平和のためうんぬんということをやったわけです。この永遠の平和というところを激しく批判し、「平和主義」を叩いたとい

うわけです。

それでは、なぜ軍が怒ったかといえますと、軍は日中戦争を聖戦と位置づけている。これは東洋永遠の平和のためであるという訳です。美辞麗句であります。美辞麗句・正義を並べていたのでは戦争は終わらない、しかし、今日日本の国民が戦争によって受けている苦しみは大変なものだ、日本の国力そのものが日中戦争によって落ちてきているのだ、これを終結しなければならぬ、終結するために障害になっているのは美辞麗句だ、人類というのは昔から力と力で闘って、負けたとき、あるいは勝ったとき、いずれにしても講和条約を結んで戦争を終結させている、今度の戦争だってそういうものだ、だから、日本はいま勝っているんだから、賠償もちゃんと取るべし、きちんといままでの戦争の終結の仕方でも終結したらいいじゃないかというのが彼の議論で、極めて現実的な議論でありました。

これはちょうど汪兆銘政権を樹立して、日本を中心とした東アジアの全域を日本の影響下におく、つまり大東亜共栄圏であります、それを主張していた陸軍にカチンときた。それで、強い圧力がかかって、彼は除名されることになりました。

この問題も、反戦平和という文脈で斎藤をたたえるという議論がたくさんありましたので、私はそれはおかしいという議論をしてきたわけです。斎藤さんの遺族のところにも日記があるということで、これもだいたい前からお願いをしておりましたら、最近になってやっと昭和十四年の暮れから十五年の三月までのこの議会の間の日記を遺族が提供してくださいましたので、近々『中央公論』で一部を紹介する予定で、いま準備をしております。

こういうふうな昭和期の議会をいくつか例をとってみても、それぞれに評価は非常に難しい。国家総動員法のことを言いましたが、あの時期になんらかのかたちで戦時統制経済をしなければならぬことは、これまた必然であります。当時のいわゆる「革新」的な人々は多くこれを支持いたしました。そして、国家総動員法を利用していろいろな改革が行われました。たとえば戦後の農地改革につながるような、農村での地主に対する小作人の権利の擁護などと

いうのも、この国家総動員法の条文をうまく利用して戦中期に行われた。

ですから、GHQがやってきて農地改革をやりましたが、普通であれば、これは血を見るようなものになるはずであります。これが比較的平穩に行われたというのは、戦中期のいろいろな改革があったわけです。その農地改革が戦後日本の経済成長にとって一つの非常に大きな基礎的な条件になったことは、今日多く認められていることであります。ですから、一つの事柄はいろいろな側面で評価されなければならないということです。

議会もまたそういうなかで振り返られる必要があります。今後われわれはかなり長い期間にわたって議会制度と付き合っていかなければならない。ですから、どう付き合っていたらいいかという知恵を歴史の宝庫のなかからくみとっていく必要があるだろうと思っております。